

渋川市監査委員公告第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和6年4月15日

渋川市監査委員 田 中 誠

渋川市監査委員 田 邊 寛 治

工事監査実施報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第5項の規定による監査

2 監査の対象

工事名：渋川市美術館移転改修工事（建築工事）

渋川市美術館移転改修工事（機械設備工事）

渋川市美術館移転改修工事（電気設備工事）

所管課：教育部美術館、建設交通部建築住宅課

3 監査実施期間

令和5年9月1日から令和6年3月29日まで

（現地調査日：令和5年12月14日）

4 監査の方法

監査の実施に当たっては、工事の設計、施工等が法令等に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうか、監督員による監督の状況は適切かを主眼として、あらかじめ提出を求めた設計図書、事前質問事項等の関係書類に基づき、関係職員から説明を聴取するとともに、関係書類の審査及び工事現場の実査により監査を実施した。また、技術面については、公益社団法人大阪技術振興協会に業務を委託して実施した。

第2 工事の概要

1 渋川市美術館移転改修工事（建築工事）

(1) 工事場所：渋川市役所第二庁舎

(2) 工事内容：渋川市役所第二庁舎1階への美術館移転に伴う改修工事

屋外：常設展示室 196.76 m²

屋内：企画展示室 199.50 m²

ミュージアムホール 111.17 m²

廊下等 237.81 m²

合計改修面積 745.24 m²

(3) 入札方式：条件付き一般競争入札

(4) 工事請負者：株式会社津久井工務店

(5) 設計業者：株式会社かなで建築設計

- (6) 施工監理：渋川市役所建設交通部建築住宅課（自主監理）
- (7) 工事費：設計金額 62,029,000円（消費税込）
：予定価格 62,029,000円（消費税込）
：請負金額 57,035,000円（消費税込）
：請負率 91.9%
：変更契約 58,223,000円（消費税込）
- (8) 工事期間：令和5年4月26日から令和6年2月29日まで
- (9) 工事進捗状況：計画時80% 実施80%（令和5年11月末現在）
- (10) 公告日：令和5年3月28日
- (11) 入札年月日：令和5年4月21日
- (12) 契約年月日：当初契約日 令和5年4月26日
：変更契約日 令和6年1月22日
- (13) 前払金：22,814,000円（消費税込）

2 渋川市美術館移転改修工事（機械設備工事）

- (1) 工事場所：渋川市役所第二庁舎
- (2) 工事内容：建築工事に伴う設備改修工事 一式
 - ・空気調和設備工事、機械排煙設備工事、
 - スプリンクラー設備工事等
- (3) 入札方式：条件付き一般競争入札
- (4) 工事請負者：日本燃設株式会社
- (5) 設計業者：株式会社かなで建築設計
- (6) 施工監理：渋川市役所建設交通部建築住宅課（自主監理）
- (7) 工事費：設計金額 32,450,000円（消費税込）
：予定価格 32,450,000円（消費税込）
：請負金額 31,790,000円（消費税込）
：変更契約 33,594,000円（消費税込）
- (8) 請負率：97.9%
- (9) 工事期間：令和5年4月21日から令和6年2月29日まで
- (10) 工事進捗状況：計画時80% 実施80%（令和5年11月末現在）
- (11) 公告日：令和5年3月28日
- (12) 入札年月日：令和5年4月14日
- (13) 契約年月日：当初契約日 令和5年4月21日
：変更契約日 令和6年1月22日
- (14) 前払金：5,000,000円（消費税込）

3 渋川市美術館移転改修工事（電気設備工事）

- (1) 工事場所：渋川市役所第二庁舎
- (2) 工事内容：建築工事に伴う電気設備改修工事 一式
 - ・幹線設備工事、動力設備工事、電灯設備工事等
- (3) 入札方式：条件付き一般競争入札
- (4) 工事請負者：株式会社山東電気工業所
- (5) 設計業者：株式会社かなで建築設計
- (6) 施工監理：渋川市役所建設交通部建築住宅課（自主監理）
- (7) 工事費：設計金額 14,311,000円（消費税込）
 - ：予定価格 14,311,000円（消費税込）
 - ：請負金額 13,326,500円（消費税込）
 - ：請負率 93.1%
 - ：変更契約 第1回 15,862,000円（消費税込）
 - 第2回 16,236,000円（消費税込）
- (8) 工事期間：令和5年4月21日から令和6年2月29日まで
- (9) 工事進捗状況：計画時70% 実施70%（令和5年11月末現在）
- (10) 公告日：令和5年3月28日
- (11) 入札年月日：令和5年4月14日
- (12) 契約年月日：当初契約日 令和5年4月21日
 - ：変更契約日 第1回 令和5年9月 1日
 - ：変更契約日 第2回 令和6年1月22日

第3 監査の実施内容

渋川市美術館・桑原巨守彫刻美術館は、平成12年12月にオープンして以来、群馬銀行旧渋川中央支店の社屋を賃貸借契約により運営していたが、契約が終了することに伴い、渋川市役所第二庁舎1階にある「もみじホール」及び「もみじテラス」を移転先として改修工事を実施するものである。

今回の工事監査は、基本計画、実施設計をベースに現在進行中の工事に対する、これまでの監理方法や施工状況について、計画、設計、積算、入札経過、施工管理、工事監理等に関して、書類審査及び聞き取り調査を行った後に現地調査を行った。

第4 監査の結果

1 概要

公益社団法人大阪技術振興協会による設計書類や工事書類の審査及び現地調査により作成された「工事技術調査結果報告書」によると、当該工事に係る計画、設計、積算、契約、施工及び施工監理、検査等の各段階における技術的事項の実施状況については、特に指摘する事項はなく良好に工事が執行されていると判断された。

2 総括的所見

当該工事は、渋川市美術館・桑原巨守彫刻美術館の移転に伴う公共施設の改修工事である。この美術館は、平成12年に「民間施設を活用した銀行店舗と同居する美術館」として、「街中のオアシス街角美術館」というコンセプトを掲げ、県内初の「彫刻作品を常設展示する公立美術館」として群馬銀行旧渋川中央支店の中に開設した。開館から20年が経過し、施設の賃貸借契約期間が満了したことに伴い、渋川市役所第二庁舎1階の「もみじサロン」と「もみじテラス」に移転することになった。入居していた群馬銀行旧渋川中央支店の施設は、原状回復工事を実施し、すでに完了していた。

渋川市では、この移転を美術館発展の好機と捉え、「芸術の森構想」の理念や開設当初の特色を継承しつつ、より市民に開かれた、より身近な存在となる美術館とするため運営方針を策定し、新たなコンセプト「つながりひろがるあおぞら美術館」の下、新しい美術館として運営を開始する。市内全域を垣根のない「あおぞら」に見立て、新美術館がその拠点として、人と芸術、文化、地域などをつなぎ、そのつながりを広げることで、皆さんが文化的に、前向きに生きるお手伝いをしたい、という思いが込められている。「芸術の森構想」により、市内に数多くの屋外彫刻が展示されており、新美術館は、それらの作品群とのつながりを広げ、芸術文化活動の拠点としての役割を担い、市民の誇りとなるような施設を目指す。また、新美術館の使命は、美術を通して人と人とのつながりを広げ、市民がより文化的に、前向きに生きるための力を呼び起こすことであるとし、次のような取り組みの拡充をする。

- ・市民らが美術に触れ、参加するきっかけとなるワークショップ
- ・作家と市民らをつなげる渋川をテーマとした企画展示
- ・ジャンルにとらわれない企画や発表
- ・手で触れて作品鑑賞ができる展示

常設展示室には桑原巨守の彫刻作品を展示する。市民らが気軽に立ち寄れる憩いの場とするため、常設展示室の観覧料は無料とした。元もみじサロンの一角に

は企画展示室を新設する。可動壁で仕切ることによって2部屋に分けることが可能となっている。

令和2年に「あり方検討委員会」を設置し、「市民アンケート」を実施して、今後の運営について検討していた。その後、アンケートの結果や美術館利用者の声等を踏まえ、美術館は渋川市役所第二庁舎1階の「もみじサロン」と「もみじテラス」に移転することを決定した。第二庁舎は、JR 渋川駅から徒歩圏内の中心市街地にあり、高速道路のインターチェンジからも近く、伊香保温泉へ向かう多くの観光客が立ち寄りやすい場所にある。また、公民館や保健センターが併設された複合公共施設であり、美術館訪問が目的でない人にも、美術に触れる機会を提供することができる考えた。当該改修工事完了後の令和6年3月上旬の供用開始を目指している。なお、令和5年度に旧小野上保健センターを作品の収蔵庫として改修し、完了していた。

以上、施設の事業計画は現在まで綿密且つ順調に推移している。

積算に関して、公的な積算資料に基づいて正確に積算し、単価も各種単価、各業者の見積りを比較している。積算の内容は、設計事務所が実施し、設計者と渋川市がダブルチェックを実施して万全を期している。

工事の入札参加資格の設定及び入札に関して、公平性に配慮するとともに、渋川市としての明確な基準を設け、適切に対応している。

契約に関して、法にのっとり適切に執り行われている。

設計業務に関して、施設の機能性、居住環境、経済性、自然環境に配慮した設計、材料の安全性、省エネ、地域住民及び利用者への配慮、維持管理の容易性、災害対策などに配慮した内容となっている。

施工監理については、建設交通部建築住宅課の職員が担当している。

建築工事施工に関して、各工事とも事前に施工計画書を作成、各業種連携のもと、設計図書に忠実に施工を行っており品質にも現在までのところ大きな問題はない。

安全管理については、施工者が適正に管理している。綿密な安全計画を立案し、今後の無事故での全工事完了をお願いしたい。

工事工程は、現在までに外部改修工事を完了し、内装仕上げ工事に移行していた。社会情勢や感染症などの影響がある中、今のところ工事の進捗に問題はなかった。

試験・検査については、監督員による的確な対応が行われており、ここまでのところ問題となる項目はない。今後は、材料の搬入から施工まで、油断のない対応をお願いしたい。

3 個別的所見

(1) 書類調査における所見

設計図書、積算設計書、入札・契約関連書類、工事関連書類などについて調査をした結果、一連の書類は必要かつ充分であり、よく整理・保存されている。調査の方法は、こちらで準備した各項目の質疑書に基づき書類等の提出を求めた方法で行った。その結果、的確に書類の提示が行われ、疑問点の質問に関しても担当者よりの的確な回答を得た。

以下、主だった調査の結果を記述する。

ア 工事着手前における書類調査

(ア) 計画・設計に関する書類について

本工事の設計は、建築基準法をはじめ関連法規並びに各種設計基準にのっとり設計されている。また、設計を行う設計事務所は一級建築士事務所として登録された業者で、設計担当技術者は一級建築士の資格者であることを、書面にて確認した。調査の結果、全般的に市民との合意形成に優れた施策となっており、基礎調査・基本構想・基本計画・基本設計・実施設計の各計画及び設計図書間の整合性に問題はない。

A 敷地及び建築に関する法令等

- ・美術館は建築基準法上の特殊建築物に該当するが、200㎡以下とすることにより、用途変更申請が不要となっていた。民間審査機関の日本 ERI(株)と協議し、用途変更申請が不要であることを確認していた。なお、建物全体は市役所であり、建築基準法上の用途は事務所であった。

- ・排煙設備に関して、施設全体として排煙設備が必要な規模となっているが、避難安全検証を実施し、排煙規定の適応を除外としていた。

- ・テラス下部の建築基準法上の取扱いについて、民間審査機関の日本 ERI(株)と協議をし、開放性が高いことから、建物用途は発生しているが外部であるとの見解であった。容積対象床面積には算定されていた。

- ・人にやさしい福祉のまちづくり条例（群馬県条例第十五号平成十五年三月十七日公布）に関して、美術館用途として対象となっているが、届出の義務がないことを確認していた。

- ・省エネ法の届出が不要であることが確認できていた。

- ・景観条例の届出に関して、外観の変更がないことから、届出不要であった。

- ・緑化計画について、渋川市環境基本条例の規定には届出の義務がなく、不要であった。
- ・消防署との事前協議に関して、委託された設計事務所により実施済であった。消防法上の防火対象物の取扱いは、消防法別表16項のイであった。

B 事前調査

アスベスト含有調査

- ・設計段階ではアスベスト含有調査は実施しておらず、工事の段階で目視と年代調査によるアスベスト調査を実施し、アスベスト含有材料がないことが確認できていた。複合商業施設を市役所とするべく、平成20年頃に外部仕上を含めた全面的な改修工事を実施した際に処理されたことによる。

C 計画設計（建築計画）

- ・当該施設は複合商業施設（ジャスコ）であった施設を渋川市が購入し、市役所として改修した施設であった。平成20年に旧店舗を増築改修し、渋川市役所第二庁舎として活用を開始した。令和3年2月14日付の第2回設計打合せ議事録を確認した。渋川市役所第二庁舎会議室にて開催されていて、打合せの主旨は、既存施設の法令上の取扱いと違法性に関する内容確認であった。既存施設は、テラス増築工事を実施した際に、違法建築物に該当する箇所が生じていた。主な要因は延焼のおそれのある部分の防火対策であった。東テラスの増築は検査済証が発行済であったが、西テラスの増築は違法状態となっていた。東西の両側テラスともに本棟とつながった状態となっており、特に開放性のない西テラスは、耐火建築物の性能要求が出る可能性があった。そのため、200㎡を超える美術館用途への用途変更申請は困難であるとの認識に至っていた。また、もみじホールだけでは展示面積が足りず、屋外のもみじテラスの活用も検討することとなったことがわかった。西テラスは、耐火建築物の性能要求が出ないようにするため、本棟とは別棟となるよう隙間を確保する計画としていた。それにより西テラスはいわゆる4号建築（建築基準法第6条第1項第4号）となり、耐火建築物の性能要求がなくなった。現状、西テラスは検査済証のない状態のままであるため、違法性がなくなっていることを、建築基準法第12条第5項の報告などにより、記録に残すことをお勧めした。

- ・バリアフリーに関して、既存施設全体でバリアフリー対応がなされ

ており、当該改修工事範囲にはバリアフリー対応工事はなかった。段差解消のためのスロープ及びみんなのトイレの設置に関しても既存利用であった。美術館エリア内部に段差はなかった。なお、ユニバーサルデザインへの取組として、サインに多言語表記を取り入れていた。視覚障害用点状タイルは、法令上の設置義務はないものの、施設全体の主要な出入口とは別に、美術館としてのエントランスがあるため、法令上の設置義務はなくても設置しておく方がより良いと考える。

- ・省エネの観点から、照明器具の LED 化、トップランナー性能の空気調和設備の採用、全熱交換器の採用など、省エネを考慮した計画となっていた。しかし、外壁及び金属建具の断熱性能強化は実施していなかった。

- ・太陽光発電設備は設置される計画はなく、省エネ設備の設置計画はなかった。

- ・VOC 対策に関して、環境省が定める VOC 排出施設に該当していなかった。なお、換気回数は 0.3 回/h 以上を確保していた。不特定多数の市民が利用する施設であることから、自主的な VOC 対策の一環として、環境測定を実施しておくことをお勧めした。

- ・自動ドアの設置に際し、強化ガラスを使用していた。

- ・木材利用について、渋川市産材（内壁杉板）が使用されていた。

- ・渋川市は、東に利根川が流れているが、当該施設は利根川の氾濫エリアから離れており、洪水ハザードマップによると、浸水の可能性のない地域であった。

- ・材料において、天然石等の贅沢品の使用はなく、汎用品であった。

- ・当該施設の新築時が新耐震であることから、耐震診断は実施していない。なお、新築当初は、重要度係数等の耐震等級の設定はなかった。

- ・天井の耐震性に関して、特定天井に該当しないため検討対象外としていた。企画展示室内の展示レイアウト変更のため、スライディングウォールを採用していた。上部鉄骨下地材にレールを固定し、吊り下げる構造のものであった。スライディングウォールの構造安全性について、構造的な検証を実施しておくべきであることをお伝えした。その後、(株)かなで建築設計より市建築住宅課建築係に宛て、「スライディングウォール荷重受け部材に関する構造安全性の検討報告書」が提出されたため、その内容を確認した。小梁の構造設計において、通常時の検討と限界値の検討がなされており、十分に余裕のある結果であり、問題はなかった。しかしながら、小梁を吊り下げている、上部

の固定方法に関する構造検証は入っていなかった。企画展示室のスチールメッシュ天井については、その下地の固定方法が図面化されていたが、スライディングウォール下地鉄骨が主要構造部に接続されている箇所の図面も見当たらなかった。小梁材（スチール角パイプ100×100×t3.2）の主要構造部への固定方法がわかる図面ないしは鉄骨製作図と、アンカーボルト等による固定部分の構造安全性の検証資料があれば、スライディングウォールの構造安全性の検証となると考え、追加資料を要求したところ、「スライディングウォール施工図等（アンカーボルト部）」の書類が提示され確認できた。全アンカーボルトの合計耐荷重は、吊り下げる総重量の30倍以上となっており、十分な耐力が確保されていることを確認した。

【計画設計（建築計画）に対する所見】

計画設計（建築計画）については、施設の特徴を十分に把握した設計となっている。また、適法性、環境対策、安全性、省エネ、経済性等に配慮した設計となっている。

D 機械設備計画

- ・空気調和設備に関して、電気式ヒートポンプパッケージエアコンの設置を計画していた。
- ・換気設備に関して、美術館内は常時人が居る居室であるため、省エネの観点から、全熱交換器を設置した第1種換気であった。
- ・スプリンクラー消火設備に関して、企画展示室内に、感熱開放継手による開放型ヘッド（下向き）を採用していた。

【機械設備計画に対する所見】

機械設備計画については、施設の特徴を十分に把握した設計となっている。また、適法性、環境対策、安全性、省エネ、経済性等に配慮した設計となっている。

E 電気設備計画

- ・省エネの観点から、照明器具は全てLEDの製品に交換する計画であった。
- ・セキュリティに関して、監視カメラの設置を計画していた。なお、機械警備については、別途工事にて設置予定であった。

【電気設備計画に対する所見】

電気設備計画については、施設の特徴を十分に把握した設計となっている。また、適法性、環境対策、安全性、省エネ、経済性等に配慮した設計となっている。

(イ) 積算に関する書類について

- ・積算時期は令和5年3月であった。
- ・当該改修工事費の限度額設定に関して、他施設改修費用の経験値及び実績値から推定し、美術館という用途であることから、標準的な価格よりも若干高めで設定したものであった。
- ・当該改修工事費の予算要求に関して、令和4年6月に議会に提出するも否決され、令和5年3月によりやく可決していた。なお、建設物価の高騰があり、限度額が約2,900万円上昇していた。
- ・基本設計業務の予算要求は、令和3年度の補正予算として可決し、その後の実施設計業務については、繰越しとして議会議決されていた。
- ・積算基準に関して、公共建築工事積算基準等資料を基準及び参考資料としていた。
- ・積算に関して、専用ソフトウェア（RIBC2）を使用していた。3者以上の複数業者の見積を原則とし、最安値の採用であった。
- ・経費に関して、国土交通省基準の「公共建築工事共通費積算基準」を採用していた。
- ・積算の確認は、工事主管課である建設交通部建築住宅課が担当していた。
- ・設計書について、スライディングウォール、自動ドア、スチール建具、システム天井（金属工事）等の確認を行った。なお、有価物の処分はなかった。
- ・改修工事費（税別）

以下に現設計時の改修工事費を単価で表示しコメントを述べる。なお、純工事費は共通仮設費と直接工事費の合計とし、経費合計は現場管理費と一般管理費の合計とした。

また、改修面積 745.24 m² (225.44 坪)、工期 10 か月として算定した。

[建築工事]

純工事費：43,371,900 円 〈58,199 円/m²〉

経費合計：13,018,100 円 〈17,468 円/m²〉

(純工事費の 30.02 %)

建築工事費：56,390,000 円 〈75,667 円/m²〉

経費率（経費合計／純工事費）を算出してみたところ 30.02 % となっており、「群馬県建築工事共通費積算基準令和5年7月」における算定式による経費率 39.48 % よりやや低い数値となっていた。平成29年4月版に基づく算定であると推察する。

[機械設備工事]

純工事費：21,963,100 円 〈29,471 円/m²〉

経費合計：7,536,900 円 〈10,113 円/m²〉

(純工事費の 34.32 %)

機械設備工事費：29,500,000 円 〈39,585 円/m²〉

経費率（経費合計／純工事費）を算出してみたところ 34.32% となっており、「群馬県建築工事共通費積算基準令和 5 年 7 月」における算定式による経費率 49.37% より低い数値となっていた。平成 29 年 4 月版に基づく算定であると推察する。

[電気設備工事]

純工事費：8,532,900 円 〈11,450 円/m²〉

経費合計：4,477,100 円 〈6,008 円/m²〉

(純工事費の 52.47 %)

電気設備工事費：13,010,000 円 〈17,457 円/m²〉

経費率（経費合計／純工事費）を算出してみたところ 52.47% となっており、「群馬県建築工事共通費積算基準令和 5 年 7 月」における算定式による経費率 68.51% より低い数値となっていた。平成 29 年 4 月版に基づく算定であると推察する。

(ウ) 入札・契約に関する書類について

・設計者の選定に関して、基本設計業務委託は指名競争入札によるものであった。32 者を指名し、25 者が応札し、1 回の入札で決定していた。業務内容は調査及び基本設計であった。委託料は、当初は 2,464,000 円（税込）であったが、変更により 2,948,000 円（税込）となっていた。予定価格は 3,344,000 円（税込）であった。令和 4 年 2 月 14 日の発議により、もみじテラスにおいて彫刻等の美術品を常設展示するための設計変更であった。なお、当初は渋川市内に本店または支店のある事務所 9 者を指名し入札の結果が不調となっていたが、9 者のうち 1 者が最低落札価格以下での入札をしていたことから、指名の範囲を渋川市内から群馬県内に拡大していた。

・実施設計に関して、基本設計受注者との特命随意契約であった。委託料 7,150,000 円（税込）であった。予定価格は 7,843,000 円（税込）であった。落札率は 91.16% であった。

・設計の履行期間は、基本設計が令和 4 年 1 月 16 日から令和 4 年 3 月 31 日まで、実施設計が令和 4 年 5 月 20 日から令和 4 年 8 月 31 日までであった。

- ・ 建築工事施工者の入札は、条件付き一般競争入札であった。令和5年3月28日に入札公告し、令和5年4月21日の開札であった。最低落札価格の設定があった。事後公表。5社が入札し、1回の入札で決定していた。

- ・ 機械設備工事施工者の入札は、条件付き一般競争入札であった。令和5年3月28日に入札公告し、令和5年4月14日の開札であった。最低落札価格の設定があった。事後公表。6社が入札し、1回の入札で決定していた。

- ・ 電気設備工事施工者の入札は、条件付き一般競争入札であった。令和5年3月28日に入札公告し、令和5年4月14日の開札であった。最低落札価格の設定があった。事後公表。4社が入札し、1回の入札で決定していた。

- ・ 工事契約に関して、建築工事は令和5年4月21日付、機械設備工事及び電気設備工事は令和5年4月14日付にて工事請負契約書を締結していた。請負契約の契約保証金は、契約金額の10分の1の金額であった。保険証券により確認した。

- ・ 請負金に関して、前払金があり、前払金保証があった。保険証券により確認した。(建築工事、機械設備工事)

- ・ 建設工事請負契約約款にスライド条項はあるが、これに基づく受注者からの請求はなかった。

以上、入札、契約に関する手続き、執行について特に問題となるところはない。

イ 工事着手後における書類調査

(ア) 施工に関する書類について

A 施工管理

- ・ 資格及び登録について、工事施工者の建設業許可証、監理技術者、主任技術者の公的な資格は、資格者証、講習修了証を調査した結果、問題はない。書面にて確認した。

- ・ 総合施工計画書を確認した。1枚目に「業務打合せ書」が添付されており、回覧による押印を確認した。総合施工計画書には、仮設計画書が含まれていた。

- ・ 産業廃棄物に関して、契約書及びマニフェストを確認した。監督員から施工者に対して、産業廃棄物の集計表の提出を義務付けていた。

- ・ 工事日は平日であり、休工日は原則土曜日、日曜日、祝日であった。

土曜日、日曜日、祝日に工事を行う際は、事前に届出が必要となっていた。なお、週1日以上 of 休工日が確保できていた。

- ・作業時間は、8時から17時15分までとしていた。

B 品質管理

- ・内装工事施工計画書等を確認した。
- ・再生資源利用計画書を作成、再生資源利用に努めている。
- ・リサイクル法の届出に関して、当該改修工事は対象外であった。
- ・消防署への消防設備の設置届に関して、スプリンクラー消火設備が対象となっており、設置届を提出していた。
- ・入荷する材料については、材料受入時の目視検査、製品検査証明書を確認することで行われていて、性能上問題となる部分はなかった。なお、F☆☆☆☆材料の書類は整理中であったが、工事写真による記録で確認できた。

C 安全管理

安全管理について調査した主な内容を以下に示す。

- ・施設を使用しながらの工事となるため、渋川市長から消防署長宛の安全計画書を提出していた。作成は建築施工者によるものであった。
- ・足場に関して、西テラスで使用する外部足場は、ローリング足場となっていた。天井工事の足場は、棚足場ではなく、脚立による工事であった。仮設足場に関して、高さが10 m未満のため、労働基準監督署への足場の届出は不要であった。
- ・工事用のトイレは仮設で設置していた。
- ・工事用水は渋川市役所が無償で提供していた。
- ・工事用電力に関して、仮設事務所の電力は別引込によるものであった。なお、工事現場内での電力は渋川市役所が無償で提供していた。
- ・新規入場者教育を確認した。未成年はいなかった。鳶工事業者の作業員に75歳の者がいた。高齢者には、高所作業とならない組立作業をするよう配慮していた。
- ・工事車両について、前面道路には車両規制はなかった。近隣への配慮として、庁舎管理部門からの要求があり、工事関係者の車両は前向き駐車をルールとしていた。
- ・当該工事の近隣への周知に関して、工事着手前に渋川市の広報紙に掲載していた。また、施設利用者に配布する目的で、工事のお知らせチラシを渋川市役所第二庁舎の入口付近に用意していた。現在までのところ、近隣からのクレームはなかった。

- ・近隣に渋川市立渋川中学校があるが、工事の挨拶及び説明は実施していなかった。

- ・安全パトロールは、建築施工者が中心となって、機械設備施工者、電気設備施工者も参加し、月に1回のペースで実施していた。建築施工者からは、安全部門の者と共に、下請施工者が交代制で参加していた。現在までのところ、事故は起きていなかった。

- ・新型コロナ等感染症のクラスターは発生していなかった。

- ・交通整理員は不要としていた。また、見積にも計上していなかった。

D 工程管理

- ・工程管理に関して、週に一度の工事監理会議において、監督員、建築工事の現場代理人、機械設備工事の現場代理人、電気設備工事の現場代理人が参加し、週間工程及び月間工程の確認を実施していた。週間工程表、月間工程表、議事録により確認した。

- ・出来高の分かる工事工程表を受領した。今のところ工事工程表に即した進捗であった。

- ・昨今の物価上昇による対応として、スプリンクラーヘッドの価格と納期を確認し納期を担保するため、施工者から発注書を提出させ、納入日の確認まで実施することで、当初計画通りの価格及び納期が守られていた。

以上、これまでのところ施工関連の書類に問題となるところはない。

(イ) 工事監理に関する書類について

- ・工事監理は外部への業務委託ではなく、建設交通部建築住宅課が担当していた。工事監理は非常駐監理であった。

- ・工事監理会議は、週に一度のペースで実施していた。実施した工事監理会議議事録には工事打合せ書を添付しており、課内の回覧により押印がなされていた。議事録には出席者が明記されており、週間工程表の添付があった。実施済工程表は、月に1回提出されていた。

(ウ) 試験、検査等に関する書類について

- ・監督員は、工事着手時、塗装材料の搬入時の立会を実施していた。消防中間検査については、現場代理人のみの立会であった。

- ・環境測定は実施していなかった。仕上材の F☆☆☆☆指定は確認できた。しかしながら、不特定多数の用に供する施設であることから、念のため環境測定は実施しておく方が良いと考える。

- ・令和5年10月4日付の、消防署による中間検査の状況を書類にて確認した。1枚目に「工事打合せ書」を添付しており、現場代理人並びに監督員、係長及び課長の押印が確認できた。スプリンクラー消火設備と区画貫通処理について現地確認していた。

- ・令和5年8月2日付で提出された消防用設備等特例適用申請書を確認した。スプリンクラー消火設備がダクト配管により散水障害となることから、感熱開放継手の使用について特例適用申請し、令和5年8月14日付で承認済となっていた。

(2) 現場視察調査における所見

現場視察は、外部改修工事がほぼ完了し、主に内装仕上工事の時期であった。工事は順調に推移しており、安全対策、出来高、出来形とも特に大きな問題はなかった。

以下に主な調査結果を述べる。

ア 工事看板、安全対策等

- ・工事看板、施工業者の資格、労災保険加入証は見やすいところに適切に掲げられている。

- ・足場の設置、仮囲いなど仮設の管理状況に問題はない。場内の整理整頓、現場内の安全性にも問題はない。調査の結果、現時点での安全上の問題はなかった。

イ 現場施工状況について

(ア) 建物内部の施工状況

現状、主に内装仕上工事中であった。足場等の安全対策及び資材の保管状況など、特に問題となる箇所はなかった。

(イ) 建物外部の施工状況

西テラスの改修工事がほぼ完了していた。特に問題となる箇所はなかった。

以上、屋内屋外共に施工状況は全般的に良好で、特に指摘するような問題点はなかった。

ウ 今後の工事での要望

既に外部改修工事をほぼ終え、内装仕上工事中の時期であった。これからの工事は重要である。特に留意して欲しい項目を述べる。既に、工事の出来

高が上昇する時期となっている。つまりは、多種多様な工事項目が輻輳し、作業員の人数も多くなり、事故の起こりやすい状況となり得る。安全対策を徹底させ、労働災害事故を防止し、予定通りの竣工を迎えていただきたい。

4 その他の所見

維持管理計画について

修繕・更新計画、LCC（ライフサイクルコスト）など、どの項目も建物を健全に維持・活用していく上で欠かせない。しかし、高度経済成長期以降に集中整備した公共施設等が今後一斉更新の時期を迎え、厳しい財政状況から、更新需要の全てに対応することは困難となっている。

維持管理に関して、渋川市役所第二庁舎としての長期修繕計画はなく、今のところ未整備であるが、渋川市公共施設等総合管理計画があり、今後はその計画に則し実施する予定であった。施設新築時から70年維持したいとの考えであった。今後は当該施設も渋川市公共施設等総合管理計画に則し、十分な議論を踏まえ維持管理されることを期待する。

優れた維持管理計画を実践し、優良な社会資本を確実に次世代へと伝えていくことも、忘れてはならない重要な項目である。